



平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会社名 日本高純度化学株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡辺 雅夫
(コード番号： 4 9 7 3 東証第一部)
問合せ先 経営企画室長 内田 薫
(TEL 03 - 3550 - 1048)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 35 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)並びに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により、当社定款の変更をするものであります。

株主総会参考書類の一部等につき、会社法施行規則並びに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト削減等に資することができるよう、第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第 370 条の規定に伴い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 23 条第 2 項(取締役会の決議方法等)を新設するものであります。

会社法第 427 条第 1 項の規定に伴い、社外監査役の招聘を容易にし、またその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間に責任限定を締結することを可能にするため第 38 条第 2 項(社外監査役との間の責任限定契約)を新設するものであります。

- (2) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、平成 18 年 5 月 1 日付けで、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

本会社は、本会社の機関として株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。

本会社は株券を発行する旨の定め。

本会社は株主名簿管理人を置く旨の定め。

(3) 上記法令等の変更に伴い、旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更するとともに、引用する法律の条文を会社法の相当条文に変更するものであります。また、その他全般にわたり、条文の加除に伴う条数の変更、構成の整理、字句の整備等を行うものであります。

(4) 第5条の公告方法につきましては電子公告化することを追加、第28条第2項社外取締役の責任限定につきましては実態に合わせ賠償責任限度額の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容については、別紙のとおりであります。

3. 日 程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月23日(金曜日)

(2) 定款変更の効力発生日 平成18年6月23日(金曜日)

以 上

[別紙] 変更の内容については以下のとおりであります。(下線は変更部分を示す)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (商号)	第 1 条 (商号)
<p>当社は、日本高純度化学株式会社と称し、英文では JAPAN PURE CHEMICAL CO.,LTD. と表示する。</p>	<p>< 現行どおり ></p>
第 2 条 (目的)	第 2 条 (目的)
<p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金属めっき液の開発、製造、販売業務。 2. 高純度金属および貴金属めっき用薬品の小分け精製販売業務。 3. 貴金属めっき用薬品の毒物、劇物小分け販売業務。 4. 貴金属めっきに使用する装置、機器の販売業務。 5. 前各号に付帯する一切の事業。 	<p>< 現行どおり ></p>
第 3 条 (本店所在地)	第 3 条 (本店所在地)
<p>当社は本店を東京都練馬区に置く。</p>	<p>< 現行どおり ></p>
< 新設 >	第 4 条 (機関)
	<p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
第 4 条 (公告の方法)	第 5 条 (公告方法)
<p>当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
第 2 章 株式および端株	第 2 章 株式
第 5 条 (発行する株式の総数)	第 6 条 (発行可能株式総数)
<p>当社の発行する株式の総数は、246,400 株と</p>	<p>当社の発行可能株式総数は、246,400 株と</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>する。</p> <p>< 新設 ></p> <p><u>第 6 条 (端株主の権利)</u> <u>端株主は、商法第 220 条ノ 3 第 1 項第 3 号に</u> <u>基づく株式の転換を請求する権利を有しない。</u></p> <p><u>第 7 条 (基準日)</u> 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿(実 質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録 された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をも って、その期の定時株主総会において議決権を 行使することができる株主とする。</p> <p>2 <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の</u> <u>決議により、あらかじめ公告のうえ臨時に基準</u> <u>日を定めることができる。</u></p> <p><u>第 8 条 (名義書換代理人)</u> 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理</u> <u>人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、</u> <u>取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿および端株原簿ならびに株</u> <u>券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場</u> <u>所に備え置き、株式の名義書換等株式に関する</u> <u>事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社に</u> <u>おいては取扱わない。</u></p> <p><u>第 9 条 (株式取扱規程)</u> 当社の株式の名義書換、端株原簿の記載又は 記録、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又 は抹消、株券の再発行、端株の買取り、その他 株式に関する手続きおよびその手数料につい ては、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>	<p>する。</p> <p><u>第 7 条 (株券の発行)</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>削除</p> <p><u>第 8 条 (基準日)</u> 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿(実 質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録 された<u>議決権を有する株主(実質株主を含む。</u> <u>以下同じ。)</u>をもって、その<u>事業年度に関する定</u> <u>時株主総会において権利を行使することができ</u> <u>る株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項に定める他必要があるときは、取締役会</u> <u>の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基</u> <u>準日を定めることができる。</u></p> <p><u>第 9 条 (株主名簿管理人)</u> 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、</u> <u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新</u> <u>株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の</u> <u>株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に</u> <u>取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第 10 条 (株式取扱規程)</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料 は、<u>法令または本定款のほか取締役会において</u> <u>定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条（自己株式の取得） 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条（招集） 当社の定時株主総会は、<u>毎営業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p>第12条（招集権者および議長） 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p><新設></p> <p>第13条（決議） 株主総会の決議は、<u>法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</u> 2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</u></p>	<p>第11条（自己株式の取得） 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条（招集） 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p>第13条（招集権者および議長） <現行どおり></p> <p>第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第15条（決議の方法） 株主総会の決議は、<u>法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第15条（議事録）</p> <p>株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条（員数）</p> <p>当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>第17条（選任方法）</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第18条（任期）</p> <p>取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>第19条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第16条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第17条（議事録）</p> <p>株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条（員数）</p> <p><現行どおり></p> <p>第19条（選任方法）</p> <p>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 <現行どおり></p> <p>第20条（任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>第21条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p><現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第21条（取締役会の決議の方法）</p> <p>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p><新設></p> <p>第22条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>第23条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条（取締役会規程）</p> <p>取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>第22条（取締役会の招集通知）</p> <p><現行どおり></p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条（取締役会の決議の方法等）</p> <p>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>第24条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第25条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第26条（取締役会規程）</p> <p><現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2.5条（報酬）</p> <p>取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第2.6条（取締役の責任免除）</p> <p>当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議を持って、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為により賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第2.7条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第2.8条（取締役の責任免除）</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であったものを含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第2.7条（員数）</p> <p>当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>第2.8条（選任方法）</p> <p>監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>第2.9条（任期）</p> <p>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第2.9条（員数）</p> <p>< 現行どおり ></p> <p>第3.0条（選任方法）</p> <p>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第3.1条（任期）</p> <p>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第<u>30</u>条（常勤の監査役） 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>第<u>32</u>条（常勤の監査役） 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第<u>31</u>条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>第<u>33</u>条（監査役会の招集通知） < 現行どおり ></p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>第<u>32</u>条（監査役会の決議の方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	<p>第<u>34</u>条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>第<u>33</u>条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>第<u>35</u>条（監査役会の議事録） 監査役会の議事録は、<u>法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>
<p>第<u>34</u>条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第<u>36</u>条（監査役会規程） < 現行どおり ></p>
<p>第<u>35</u>条（報酬） 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第<u>37</u>条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第<u>36</u>条（監査役の責任免除） 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>第<u>38</u>条（監査役の責任免除） 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>< 新設 ></p>	<p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>< 新設 > < 新設 ></p> <p>< 新設 ></p> <p>< 新設 ></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第37条（営業年度） 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。</p> <p>第38条（利益配当金） 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p>第39条（中間配当金） 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当金を支払うことができる。</p>	<p>賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条（選任方法） 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>第40条（任期） 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>第41条（報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第42条（事業年度） 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。</p> <p>第43条（剰余金の配当） 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う</p> <p>第44条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第40条（<u>配当金の除斥期間</u>）</p> <p><u>利益配当金および中間配当金が</u>、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の配当金には、利息をつけない。</p>	<p>第45条（<u>剰余金の配当等の除斥期間</u>）</p> <p><u>剰余金の配当および中間配当は</u>、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の配当金には、利息をつけない。</p>